国土地理院の地図の利用手続が変わりました

令和元年12月10日施行

令和元年12月
国土地理院

近年、デジタルデータが普及し、オープンデータ化が推進されている状況を考慮し、学識経験者を委員とする測量行政懇談会の下で、地理空間情報の活用をさらに強力に進めていくための地図の利用手続のあり方について検討が実施され、報告書が国土地理院長に提出されました。今回、その報告書を踏まえて、地図の利用手続が改正されました。

主な改正点

1．申請不要の範囲の拡大　（以下に該当する場合は申請不要となります）

①成果品が地図としての利用を想定していないものは申請不要

- ハンカチ、Tシャツ、クリアファイル、書籍の表紙、名刺等製品のデザインとして利用するもの

※従来はデザインとして利用する場合でも、地図としての精度が残っていると判断される場合は申請を必要としていたが今後は申請不要（例：地形図をそのまま複製したクリアファイル等）

②成果品を不特定多数の者へ提供しないものは申請不要

- 社内、サークル、その他組織内部での利用
- 特定の者に対する申請書、報告書等に利用

※従来は、「複製」に該当する場合は申請不要、「使用」に該当する場合は申請が必要。今後は「複製」「使用」の何れに該当する場合でも申請不要。

③成果品が測量成果としての正確さを要しないものは申請不要

- 書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入（地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイト を除く）

※従来は掲載する地図の分量によって申請の要・不要を判断（例えば、１ページの1／4以下の大きさの地図を掲載する場合や、１ページの1／4 を超えて1／2以下の大きさの地図を、総ページ数の30%以内で掲載する場合等は、申請不要としていた）。今後は、地図の挿入については申請不要。

- 緯度経度等の位置座標のない成果品の作成（管内図、ハザードマップ等の国土の管理に関わる地図情報を作成する場合など一部の場合を除く）

※従来は位置座標の有無を問わず、要件に該当する場合は承認が必要。今後は位置座標を有しない成果物の作成に利用する場合には一部の場合を除いて申請不要。

※　申請不要の場合も出典の記載は必要。

2．承認基準の見直し

従来、基本測量成果（基盤地図情報を除く）を何ら手を加えずにそのまま複製すること（デッドコピー）は承認不可としていましたが、基盤地図情報のみならず国土地理院のWebサイトで提供している基本測量成果を複製する場合には、デッドコピーであっても承認可能となります。

※ 上記は主な改正点です。上記以外の改正点や詳細な内容、最新情報については、国土地理院ウェブサイトをご覧ください。　https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html

申請不要となる範囲の拡大について

- 書籍・パンフレット等への地図の挿入は、申請が不要となります

➢ 従来は、刊行物等に少量の地図を挿入して利用する場合、掲載する地図の大きさや分量により、申請が必要な場合がありました（例えば、１ページの1／2を超えて１ページに収まる大きさの地図を、総ページ数の10%を超えて掲載する場合等は申請必要）。

➢ 今後は、掲載する地図の大きさや分量によらず、地図を挿入する場合は申請不要となります（ただし、地図帳、折り込み地図は除く）

【申請不要】

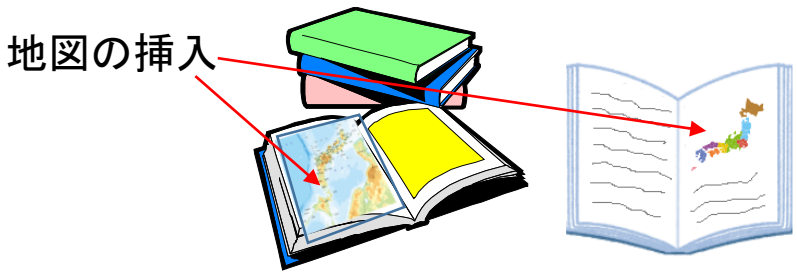

【以下除く】

地図帳　　折り込み地図

- 緯度経度等の位置座標のない成果品の作成は、申請が不要となります

➢ 従来は、国土地理院の地図を、コピーやスキャンして刊行・ホームページに掲載したり、使用して新たな地図を作成する場合は、位置座標の有無を問わず、申請が必要でした。

➢ 位置座標が表現されていない成果品については、現実の利用のされ方として、ある地点の位置を一定の精度で把握する等の用途には用いられないことを考慮し、今後は、国土地理院の地図を位置座標のない成果物の作成に利用する場合には、災害対応の基礎になり、正確な位置座標が必要とされる管内図やハザードマップ等の国土の管理に関わる地図情報を作成する場合*1など一部の場合を除いて申請不要となります。

緯度経度等の位置座標のない成果物を作成する場合

（例：観光協会が、旅行者向けに、観光スポットを記載した地図を作成）

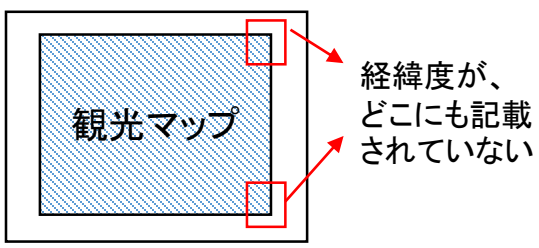

【改正後】

申請不要

【従来】

申請必要

緯度経度等の位置座標のある成果物の例

➢ 紙地図の四隅に経緯度が記載されている

➢ デジタル地図に座標が含まれている

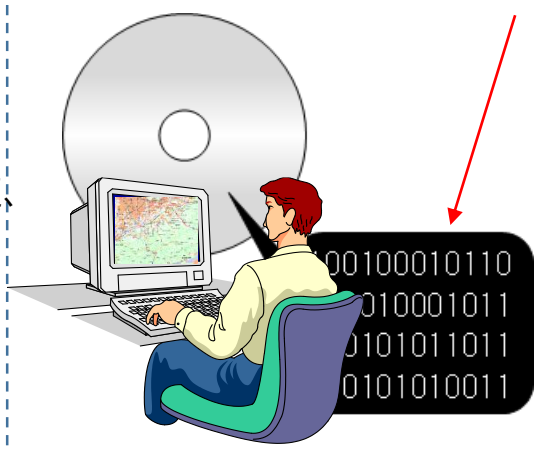

*1 「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」とは

○「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」に該当する具体例
- 管内図（例：事務所管内図、事務所事業概要）
- ハザードマップ（例：洪水ハザードマップ）、その他防災マップ
- その他国土の管理に関わる地図情報 （道路、河川、ダム、港湾、鉄道、バス、空港、都市開発、土地区画整理、上・下水道、農道・農地・圃場整備、不動産、環境保全、気象、資源・エネルギー、教育　等）

○「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」に該当しない具体例
- 文化、保健医療、福祉、観光、防犯、交通安全、イベント関係　等（例：観光マップ、防犯マップ、交通安全マップ、ウォーキングマップ、会場案内図　等）

Ver. R1.12.10

（お問い合わせ先）国土地理院 地理空間情報部 情報企画課 審査係
電話：029－864－4150（直通） Eメール： gsi-tsu-fukusei@gxb.mlit.go.jp